

# 入札説明書

(京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託)

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所

一般競争入札の実施に係る入札公告(令和7年12月15日付け京都府道路公社による公告(以下「公告」という。))に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年12月15日

2 契約担当者 京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 小林 暢彦

3 担当部局 〒624-0123 京都府舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76  
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所 総務契約課  
電話番号(0773)83-0074 FAX番号(0773)83-0194

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託

(2) 業務の仕様等

別添契約書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 業務を行う場所

仕様書に指示する場所

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 京都府の令和7・8・9年度「物品又は役務の調達にかかる競争入札参加者の名簿」の競争入札参加者の資格を得ている者で、「大分類:運搬・運送 小分類:貨物運送」に登録され、競争入札参加者の資格を持つ者であること。

(2) 京都府内に本支店等、事業所を有する者であること。

(3) 過去10年以内において、国または地方公共団体を対象に、本業務と同規模以上の事業実績を有する者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、

乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。  
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 7で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること

## 6 名簿の登載

準用する京都府会計規則第141条第3項に基づき、3について審査の上、参加資格があると認定され者は、京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

## 7 入札参加資格の確認手続き

入札に参加を希望する者は、申請書(別紙様式1)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

なお、提出した確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年12月15日(月)から令和7年12月23日(火)までの午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

持参による場合は、(1)の提出期間内に持参することとし、郵送による場合は、「書留郵便」とし、(1)の期間内に必着のこと。

(4) 確認資料

次の資料を各一通提出すること。

- ア 同種業務にかかる履行確認実績調書(別紙様式2)
- イ 京都府の令和7・8・9年度の物品又は役務の調達にかかる競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 誓約書(別紙様式3)

(5) 確認通知書

提出期限内に受け付けた申請書については、令和7年12月25日(木)に一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を郵送により交付する。

(6) その他

確認資料作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。

## 8 質問の受付・回答

仕様書、契約書(案)及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 質疑書

- (ア) 提出日 令和8年1月6日(火)午後3時まで
- (イ) 提出方法 FAXによる(FAX番号 0773-83-0194)
- (ウ) 提出場所 3に同じ
- (エ) 提出様式 別紙様式7

イ 回答書

- (ア) 交付日 令和8年1月8日(木)
- (イ) 交付方法 FAXにて7により確認結果通知書を送付した全者に対し交付する。
- (ウ) 質疑及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について、すべて熟知したものとして入札を行う。

## 9 入札手続等

### (1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 8 年 1 月 13 日(火)午前 10 時 00 分

イ 場 所 京都府舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦 76

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所 大会議室

### (2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式 4)は持参又は郵送によることとし、伝送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式 5)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示および当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。(別紙様式 6)

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められるものが 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は 2 回までとする。なお、再度入札の参加者が 1 名となった場合であっても、入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することはできない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書を引き換え、変更または取戻しをすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を中止し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書に対して文書により説明を求めることができる。ただし、入札後は、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (7) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相

当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方特別消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

- ア 開札は、8(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は、入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合でも、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書又は確認資料等を提出しなかつた者の入札
- ウ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同一人にして2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

- ア 準用する京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行つたものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定する者とする。この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金に代えることができる。ただし、準用する規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 12 契約書の作成の要否

要する。(別添契約書案により作成する。)

## 13 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における実務実績については、当該法人または個人が元請けとして実施した実績でなければならない。
- (2) 1から11までに定めるもののほか、準用する会計規則の定めるところによる。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当でない入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (7) 落札者は、入札後速やかに次の書類を提出すること。  
ア (4)で作成した入札にかかる積算内訳書

別紙様式1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者の職・氏名

印

令和 年 月 日に入札公告のありました京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移

転業務委託にかかる一般競争入札に参加する資格について、別添資料を添えて申請します。

別紙様式2

令和 年 月 日

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者の職・氏名

印

履 行 実 績 調 書

次のとおり京都府道路公社山陰近畿自動車道事務移転業務委託と同規模の施設の移転業務受託の履行実績があることを、契約書の写しを添えて申告します。

業 務 名			
発 注 者		履行施設名	
履 行 の 場 所		構 造 ・ 規 模	
契 約 金 額		面 積	建築面積 m <sup>2</sup> 延べ床面積 m <sup>2</sup>
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		

※業務仕様書の写しも添付してください。

別紙様式3

## 誓 約 書

私は、京都府道路公社が実施する京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託の一般競争入札の申し込みにあたり、入札に参加する者に必要な資格を満たしていることを、誓約します。

令和 年 月 日

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様

住 所  
(所在地)

氏 名

法 人 名

代表者名

印

別紙様式4

## 入札書

金額	¥
委託業務名	京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託
業務場所	仕様書に指示する場所
入札説明書、仕様書、図面を熟覧し、入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。	
令和 年 月 日	住 所
	氏 名
契約担当者	印
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様	

## 委任状

印をもって代理人と定め、京都府道路公社山陰

近畿自動車道事務所が発注する業務に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に係る一切の権限

業務名 京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託

委任期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

おつて、本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

令和 年 月 日

住 所  
委任者

印

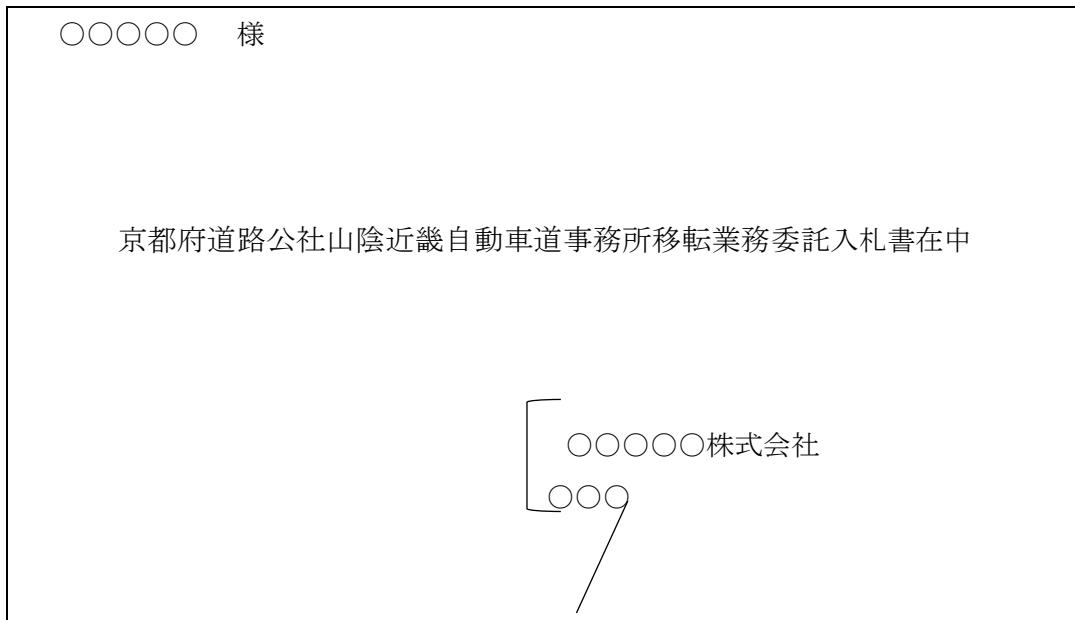
住 所  
受任者

印

別紙様式6

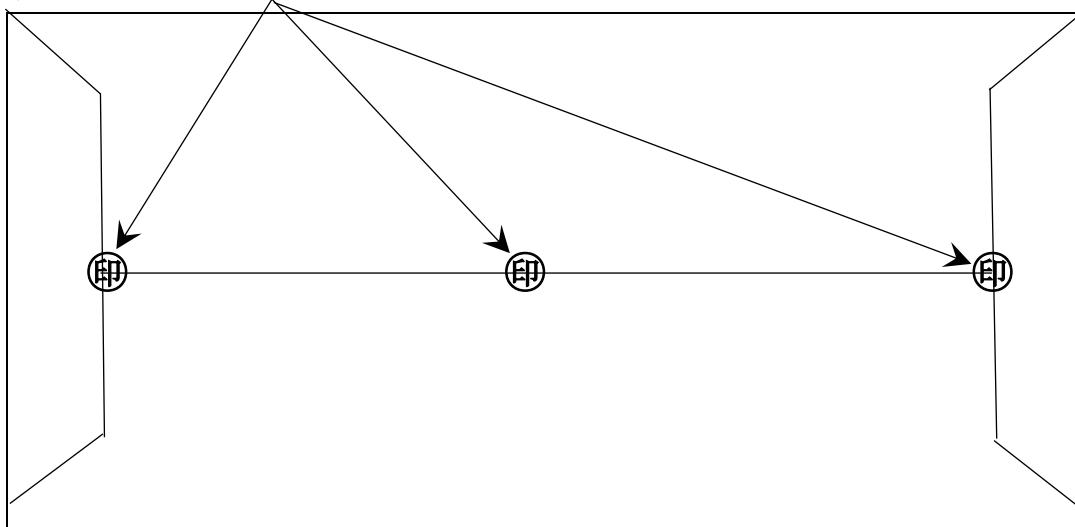
◎ 入札書を提出する場合は、封筒に入れ密封し、下図のように記名封印してください。

(表) 京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 あてとする。



入札者(代理人の場合は代理者氏名)

(裏) 三箇所に入札者印(代理人の場合は代理者の印)で封印する。



別紙様式7

質 疑 書

質 疑 事 項	備 考	質 疑 事 項	備 考
業務名 京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託		上記のとおり質問いたしますので、御回答願います。	
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様		令和 年 月 日 住 所 氏 名 F A X	



# 委託契約書(案)

収入

印紙

京都府道路公社を甲とし、  
(契約要項) を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

## 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

### (1) 委託業務の名称、内容等

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託

### (2) 委託料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

### (3) 委託期間 契約締結の日から

令和8年3月31日まで

### (4) 契約保証金 免除

### (5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

(業務の処理の方法)

## 第2条 乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

## 第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

## 第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

## 第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

## 第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならぬ。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

## 第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

## 第8条 乙は、第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠

償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

**第9条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

**第10条** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかつたとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行つた旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

**第11条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつ

たとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

**第12条** 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

**第13条** 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。ただし、同条第1号から第3号までのうち处分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

**第14条** 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

**第15条** この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

**第16条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

**第17条** 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

**第18条** 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

**第18条の2** 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害するようにならないようにすること。

(2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。

(3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。

(5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。

- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

**第19条** 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。  
(協議)

**第20条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 氏 名 京都市道路公社山陰近畿自動車道事務所

所長 小林暢彦

印

乙 住 所

氏 名

印